				端まで引いた線、同地点から神島西端（御埼）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（以下「備讃海域」という。）を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況 ⑷　長さ160メートル以上の船舶及び物件えい航船（法第22条第４号に規定する船舶をいう。）等の航路及び水島港港内航路入港予定時刻、船名、総トン数等 ⑸　水島航路における管制信号及び水島港港内航路における港内信号の現状及び予告 ⑹　航路及びその付近の海域における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況 ⑺　備讃海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況 ⑻　青ノ山における風向、風速及び気圧並びに六島、下津井及び地蔵埼における風向及び風速 ⑼　備讃海域において霧等が発生した場合における視程の状況 ⑽　下津井瀬戸と水島航路との交差部、備讃瀬戸北航路と水島航路との交差部及び備讃瀬戸南航路と水島航路との接続部における潮流の状況 ⑾　備讃海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況 ⑿　備讃海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況 ⒀　その他船舶の航行の安全上必要な事項
今治	くるしまマーチス	Ｈ３Ｅ 1,651kHz （注３） 2,019kHz （注２）	毎時15分及び45分からそれぞれ15分間。ただし、英語を用いる場合は毎時０分及び30分からそれぞれ15分間。また、緊急を要する情報については随時	⑴　来島海峡航路（法別表に掲げる来島海峡航路をいう。以下この項において「航路」という。）における船舶の交通の制限の状況 ⑵　波妻ノ鼻灯台（北緯33度59分58秒東経132度46分１秒）、歌埼灯台（北緯34度１分７秒東経132度38分44秒）、倉橋島亀ケ首及び上蒲刈島黒鼻を順次に結んだ線、同島三埼から大崎上島塚埼まで引いた線、同島鮴埼から大三島郷堀鼻まで引いた線、大三島橋、伯方島金ケ埼、高井神島北端及び江ノ島北端を順次に結んだ線、江ノ島南端から横山ノ鼻まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域（以下「来島海域」という。）を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況 ⑶　長さ160メートル以上の船舶及び物件えい航船（法第22条第４号に規定する船舶をいう。）等の航路入航予定時刻、船名、総トン数等 ⑷　航路及びその付近の海域における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況 ⑸　来島海峡及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況 ⑹　大浜における風向、風速及び気圧並びに津島及び高井神島における風向及び風速 ⑺　航路及びその付近の海域において霧等が発生した場合における視程の状況 ⑻　来島海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況 ⑼　来島海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況 ⑽　その他船舶の航行の安全上必要な事項
松原	かんもんマーチス	Ｈ３Ｅ 1,651kHz （注３） 2,019kHz （注２）	毎時０分及び30分からそれぞれ15分間。ただし、英語を用いる場合は毎時15分及び45分からそれぞれ15分間。また、緊急を要する情報については随時	⑴　本山岬から180度10,450メートルの地点まで引いた線、同地点から270度に陸岸まで引いた線、妙見埼から女島西端まで引いた線、同地点から蓋井島泉水鼻まで引いた線、同地点から観音埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（若松港口信号所から138度に陸岸まで引いた線、修多羅三角点（北緯33度54分55秒東経130度47分54秒）から317度30分2,840メートルの地点から62度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域を除く。以下「関門海域」という。）における船舶の交通の制限又は禁止の状況 ⑵　関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況